

	<h1>阪神水道企業団公報</h1>	令和5年1月16日(月) 第367号
		毎月15日発行

目 次

◇条 例◇

- 阪神水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇告 示◇

- 令和3年度阪神水道企業団水道事業会計決算
- 令和3年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

◇条 例◇

阪神水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第2号

阪神水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(阪神水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 阪神水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p>附則</p>	

<p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 省略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 省略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>
--	---

<p><u>日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u></p> <p>2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 企業長は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 企業長は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認め</u></p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 企業長は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 企業長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p>
--	---

<p>るときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 前各項の規定を実施するために必要な<u>手続は、企業長が規則で定める。</u></p> <p>第5条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）第10条の2第1項の管理職手当の支給を受ける職とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第7条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 <u>企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(以下この条及び第11条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)</u></p>	<p>5 前各項の規定を実施するために必要な<u>手続は、企業長が規則で定める。</u></p> <p>第5条 省略</p>
--	--

及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 企業長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長

し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数

の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 企業長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると

認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 及び 2 省略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 企業長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職

附 則

1 及び 2 省略

<p><u>員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする</u>とともに、<u>同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給料表等）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2から7まで 省略</p> <p>8 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第11条第1項ただし書の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>9 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料月額は、当該職員の職務の内容に応じて、給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員の欄に掲げる職務の級1級から3級の範囲内で企業長が定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給料表）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2から7まで 省略</p> <p>8 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>9 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料月額は、当該職員の職務の内容に応じて、給料表の<u>再任用職員</u>以外の職員の項に掲げる職務の級1級から3級の範囲内で企業長が定める額とする。</p>

10 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬（次項において「基本報酬」という。）、第8条、第10条及び第13条から第15条までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。

11 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任の軽重、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件がフルタイム会計年度任用職員と同一であるとした場合の第9項の給料月額に、第11条第6項において準用する同条第1項ただし書の規定により定められた当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を基準として算定し、月額、日額及び時間額又は勤務1回当たりの額で定める。

10 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬（次条第2項において「基本報酬」という。）、第8条、第10条及び第13条から第15条までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額等）

第3条の2 法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、正規の勤務時間を第11条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任の軽重、勤

<p>第7条の2 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員に次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第11条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、企業長が定める。</p> <p>2 省略</p> <p>3 日曜日及び土曜日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企</p>	<p><u>労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件がフルタイム会計年度任用職員と同一であるとした場合の前条第9項の給料月額に、正規の勤務時間を第11条第6項において準用する同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を基準として算定し、月額、日額及び時間額又は勤務1回当たりの額で定める。</u></p> <p>第7条の2 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>一に</u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員に次の各号の<u>一に</u>該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第11条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、企業長が定める。</p> <p>2 省略</p> <p>3 日曜日及び土曜日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が</p>
--	---

業長が定める日)は、勤務を要しない日とし、第1項の規定による勤務時間は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程(昭和25年訓令第99号。以下「規程」という。)の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日のうち企業長が定める勤務を要しない日以外の日)において、企業長がその割振りを行うものとする。ただし、企業長は、特別の勤務に従事する職員については、規程で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規程の定めるところにより、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について7時間45分を超えない範囲内で、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4及び5 省略

6 第1項ただし書及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間について準用する。この場合において、第1項ただし書及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」と、第1項ただし書中「15時間30分から31時間までの」とあるのは「6時間から35時間までの」と読み替えるものとする。

(超過勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後

定める日)は、勤務を要しない日とし、第1項の規定による勤務時間は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程(昭和25年訓令第99号。以下「規程」という。)の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間(再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日のうち企業長が定める勤務を要しない日以外の日)において、企業長がその割振りを行うものとする。ただし、企業長は、特別の勤務に従事する職員については、規程で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規程の定めるところにより、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について7時間45分を超えない範囲内で、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4及び5 省略

6 第1項ただし書及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間について準用する。この場合において、第1項ただし書及び第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」と、第1項ただし書中「15時間30分から31時間までの」とあるのは「6時間から35時間までの」と読み替えるものとする。

(超過勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後

10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日においてした勤務の時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の正規の勤務時間に達するまでの当該正規の勤務時間外の勤務を除く。

(1)及び(2) 省略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第4条、第7条、第8条の2及び第17条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2及び3 省略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る地域手当等に関する規定の準用)

第24条 第8条、第10条及び第13条から第15条までの規定は、第3条第10項に規定するパートタイム会計年度任用職員に係る報酬の額の算定について準用する。この場合において、第13条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附 則

1から8まで 省略

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額)

9 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並び

10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日においてした勤務の時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の正規の勤務時間に達するまでの当該正規の勤務時間外の勤務を除く。

(1)及び(2) 省略

(再任用職員等についての適用除外)

第23条 第4条、第7条、第8条の2及び第17条の2の規定は、再任用職員には適用しない。

2及び3 省略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る地域手当等に関する規定の準用)

第24条 第8条、第10条及び第13条から第15条までの規定は、第3条第10項に規定するパートタイム会計年度任用職員に係る報酬の額の算定について準用する。この場合において、第13条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附 則

1から8まで 省略

9 削除

<p><u>に同条第5項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	
<p>10 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職</u></p> <p>(3) <u>阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p>	<p>10 削除</p>
<p>11 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において、「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと</u></p>	<p>11 削除</p>

きはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

別表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 149,900	基準給料月額 186,700	基準給料月額 250,300	基準給料月額 275,100	基準給料月額 285,500	基準給料月額 322,500	基準給料月額 389,200

別表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		149,900	186,700	250,300	275,100	285,500	322,500	389,200

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。

（阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）並びに法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下これらの者を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>（退職手当）</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）並びに第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下これらの者を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>（退職手当）</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p>

<p>2 退職手当は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者には支給しない。</p> <p>3から5まで 省略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第17条 第5条、第5条の3、第11条及び第14条の規定は、<u>法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2及び3 省略</p>	<p>2 退職手当は、次の各号の<u>一に</u>該当する者には支給しない。</p> <p>3から5まで 省略</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第17条 第5条、第5条の3、第11条及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2及び3 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正)

第4条 阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、本企業団に勤務する者で、常時勤務に服することを要するものをいう。ただし、特別職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された者を除く。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（<u>1月間の日数（阪神水道企業団の休日</u>を定める条例（平成3年条例第1号）<u>第1条第1項各号に掲げる日</u>の日数は、算入しない。）が20日に満た</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、本企業団に勤務する者で、常時勤務に服することを要するものをいう。ただし、特別職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された者を除く。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、</p>

ない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第8条の2(第8条の3において準用する場合を含む。))中公務若しくは通勤による傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料又はこれに相当する給与の月額をいう。ただし、第8条の4、附則第3条及び附則第5条においては、単に給料の月額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 省略

2 省略

3 前2項の規定による在職期間のうちに、地方公務員法第28条第2項に規定する休職(公務上の負傷又は疾病(以下「傷病」という。))による休職及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病による休職を除く。)、職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第66号)第2条に規定する休職、地方公務員法第29条第1項に規定する停職、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第21条の3の育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事す

職員とみなして、この条例(第8条の2(第8条の3において準用する場合を含む。))中公務若しくは通勤による傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料又はこれに相当する給与の月額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 省略

2 省略

3 前2項の規定による在職期間のうちに、地方公務員法第28条第2項に規定する休職(公務上の負傷又は疾病(以下「傷病」という。))による休職及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病による休職を除く。)、職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第66号)第2条に規定する休職、地方公務員法第29条第1項に規定する停職、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第21条の3の育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事す

ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあつた月を除く。第9条の4第1項において「休職月等」という。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4から8まで 省略

（一般の退職手当の額）

第7条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第8条 次条第1項又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第8条の2又は第8条の3の規定の適用を受ける者に限る。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)から(5)まで 省略

（整理退職等の場合の退職手当の基本

ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4から8まで 省略

（一般の退職手当の額）

第7条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第8条 次条第1項又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第8条の2、第8条の3又は阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例（平成19年条例第5号。以下「退職手当金特例条例」という。）の規定の適用を受ける者に限る。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)から(5)まで 省略

（整理退職等の場合の退職手当の基本

<p>額)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項、第7条の3及び<u>第9条の4</u>の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>3 省略</p> <p><u>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</u></p> <p><u>第8条の4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第8条、第8条の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第8条、第8条の2第</u></p>	<p>額)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項、第7条の3及び<u>第9条の2</u>の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>3 省略</p>
--	--

1 項及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第8条、第8条の2第1項及び前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第4項に規定する公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第1号）第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は

第7条第4項に規定する公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして企業長が別に定める在職期間

(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

第8条の5 第8条の2第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第8条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第8条</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相</u>

(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

第8条の4 第8条の2第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び第8条の規定の適用については、第8条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

		<p>当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第8条の4第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第8条の4第1項第2号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、</p>
<p>第8条の4第</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月</p>

<p><u>1 項 第</u> <u>2 号ロ</u></p>		<p><u>額に係る減額</u> <u>日のうち最も</u> <u>遅い日の前日</u> <u>に現に退職し</u> <u>た理由と同一</u> <u>の理由により</u> <u>退職したもの</u> <u>とし、かつ、</u> <u>その者の同日</u> <u>までの勤続期</u> <u>間及び特定減</u> <u>額前給料月額</u> <u>を基礎とし</u> <u>て、前3条の</u> <u>規定により計</u> <u>算した場合の</u> <u>退職手当の基</u> <u>本額に相当す</u> <u>る額</u></p>	
<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p>		<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p>	
<p>第9条 <u>第8条、第8条の2第1項及び第</u> <u>8条の3の規定により計算した退職手当</u> <u>の基本額が、その者の給料月額に、</u> <u>47.709を乗じて得た額を超えるときは、</u> <u>これらの規定にかかわらず、その乗じて</u> <u>得た額をその者の退職手当の基本額とす</u> <u>る。</u></p>		<p>第9条 <u>第8条から前条までの規定により</u> <u>計算した退職手当の基本額が、その者の</u> <u>給料月額(第8条の4の規定により計算</u> <u>した退職手当の基本額にあつては、給料</u> <u>月額及び当該給料月額に退職の日におい</u> <u>て定められているその者に係る定年と退</u> <u>職の日におけるその者の年齢との差に相</u> <u>当する年数1年につき100分の2を乗じて</u> <u>得た額の合計額)に、47.709を乗じて得</u> <u>た額を超えるときは、これらの規定にか</u> <u>かわらず、その乗じて得た額をその者の</u> <u>退職手当の基本額とする。</u></p>	
<p>第9条の2 <u>第8条の4第1項の規定によ</u> <u>り計算した退職手当の基本額が次の各号</u> <u>に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区</u> <u>分に応じ当該各号に定める額を超えると</u> <u>きは、同項の規定にかかわらず、当該各</u> <u>号に定める額をその者の退職手当の基本</u></p>			

額とする。

(1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 特定減額前給料月額に第8条の4第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第8条の5に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第9条</u>	<u>第8条、第8条の2第1項及び第8条の3</u>	<u>前条の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項</u>
	<u>給料月額</u>	<u>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>これらの</u>	<u>前条の規定により読み替えて適用する第</u>

		<u>8条の2第1項の</u>
<u>第9条の2</u>	<u>第8条の4第1項の</u>	<u>第8条の5の規定により読み替えて適用する第8条の4第1項の</u>
	<u>同項第2号ロ</u>	<u>第8条の5の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ</u>
	<u>同項の</u>	<u>同条の規定により読み替えて適用する同項の</u>
<u>第9条の2第1号</u>	<u>特定減額前給料月額</u>	<u>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第9条の2第2号</u>	<u>特定減額前給料月額</u>	<u>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る</u>

		<p><u>定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p>	
	<p><u>第8条の4第1項第2号ロ</u></p>	<p><u>第8条の5の規定により読み替えて適用する第8条の4第1項第2号ロ</u></p>	
	<p><u>及び退職日給料月額</u></p>	<p><u>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p>	
	<p><u>当該割合</u></p>	<p><u>当該第8条の5の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合</u></p>	
<p>(退職手当の調整額)</p>			<p>(退職手当の調整額)</p>
<p><u>第9条の4</u> 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第</p>			<p><u>第9条の2</u> 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初</p>

8条の4第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち企業長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて企業長が別に定める額（以下この項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

2 退職した者の基礎在職期間に第8条の4第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、企業長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3及び4 省略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 企業長は、退職をした者に対しま

日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち企業長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて企業長が別に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 前号に掲げる期間に準ずるものとして企業長が別に定める在職期間

3 退職した者の基礎在職期間（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に同項第2号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、企業長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4及び5 省略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 企業長は、退職をした者に対しま

だ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2から6まで 省略

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 企業長は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額

だ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2から6まで 省略

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 企業長は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額

(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2号の規定による退職手当(規則で定めるものに限る。)(次項において「失業手当」という。))の支給を受けることができた者(次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、第17条第2号の規定(当該規定に基づく規則の規定を含む。))により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。))について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 企業長は、退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。))が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次

(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2号の規定による退職手当(規則で定めるものに限る。)(次項において「失業手当」という。))の支給を受けることができた者(次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合にあつては、第17条第2号の規定(当該規定に基づく規則の規定を含む。))により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。))について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 企業長は、退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。))が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次

項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項に規定する意見の聴取について、企業長が別に定めるところによる通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退

項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項に規定する意見の聴取について、企業長が別に定めるところによる通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退

職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 企業長は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退

職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 企業長は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退

職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6から8まで 省略

附 則

第1条から第3条まで 省略

第4条 当分の間、第8条の2第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の2第1項又は第8条の3の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「第8条の3又は附則第4条」とする。

第5条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則第9項の規定による又は

職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6から8まで 省略

附 則

第1条から第3条まで 省略

<p><u>これらに準ずる給与の支給の基準による 職員の給料月額の設定は、給料月額の減 額設定に該当しないものとする。</u></p>	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（公表）</p> <p>第2条 企業長は、毎年、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する状況を公表しなければならない。</p>	<p>（公表）</p> <p>第2条 企業長は、毎年、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する状況を公表しなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団職員定数条例の一部改正）

第6条 阪神水道企業団職員定数条例（昭和24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、企業長の事務部局に勤務する一般職の職員をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>次号において「法」という。</u>）第22条の2第1項に規定する会計年度任用</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、企業長の事務部局に勤務する一般職の職員をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</p>

<p>用職員 (2) <u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>	<p>(2) <u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>
<p>備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第7条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（この条例の目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任免職、<u>休職及び降給の手續及び効果</u>に関し規定することを目的とする。 （休職の事由） 第2条 法第28条第2項に規定する場合のほか、職員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。 (1)から(3)まで 省略 <u>（降給の種類）</u> 第2条の2 <u>降給の種類は、降格(当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</u>及び降号(当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)<u>並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行するこ</u></p>	<p>（この条例の目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手續及び効果に関し規定することを目的とする。 （休職の事由） 第2条 法第28条第2項に規定する場合のほか、職員が次の各号の<u>一に</u>該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。 (1)から(3)まで 省略</p>

<p><u>ととなつた場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p><u>(降給の事由)</u></p> <p><u>第2条の3 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合は、その意に反して当該職員を降格することができる。</u></p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の<u>手続等</u>)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 職員の意に反する<u>降任、免職、休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第22条の4に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第1項から第3項までの規定の適用については、第1項中「別表に掲げる期間の範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項及び第22条の4第3項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」と、第2項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは、「法第22条の2第2項及び第22条の4第3項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内で、当該刑事事件が裁判所に係属する間」と、第3項中「1年以内」とあるのは、「法第22条の2第2項及び第22条の4第3項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1から3まで 省略</p> <p>4 阪神水道企業団一般職員の給与に関する</p>	<p>(降任、免職<u>及び休職</u>の手続)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 職員の意に反する<u>降任若しくは免職又は休職</u>の処分は、その旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、第1項中「別表に掲げる期間の範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」と、第2項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内で、当該刑事事件が裁判所に係属する間」と、第3項中「1年以内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1から3まで 省略</p>
---	--

<p><u>る条例附則9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、第2条の2中「とする」とあるのは「並びに阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>5 <u>第3条第2項の規定は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、企業長の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u></p>	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)から(4)まで 省略</p> <p><u>(5) 阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定に</u></p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</u></p> <p>(2)から(4)まで 省略</p>

<p><u>より延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 省略</p> <p>(派遣職員に関する阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び<u>第9条の4第1項</u>の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当金条例第7条第3項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>(5) 省略</p> <p>(派遣職員に関する阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び<u>第9条の2第1項</u>の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当金条例第7条第3項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)から(4)まで 省略</p> <p>(5) <u>阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</u></p> <p>(2)から(4)まで 省略</p>

<p>(6) 省略 (職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例) 第7条 省略 2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び第8項、<u>第9条の4第1項</u>の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当金条例第7条第3項に規定する休職月等には該当しないものとみなす。 3及び4 省略</p>	<p>(5) 省略 (職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例) 第7条 省略 2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び第8項、<u>第9条の2第1項</u>の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当金条例第7条第3項に規定する休職月等には該当しないものとみなす。 3及び4 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正)

第10条 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例(昭和28年条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒の効果) 第3条 省略 2 減給は1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額</u>の10分の1に相当する額を超えるときは、<u>当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(懲戒の効果) 第3条 省略 2 減給は1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 |
|--|

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条中阪神水道企業団職員退職手当金条例第2条第2項及び第8条の4の改正規定並びに附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第2条 企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（この条例による改正前の阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（以下この条において「旧条例」という。）第3条に規定する定年をいう。次条において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（第1条の規定による改正後の阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。次条において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下この条及び次条において「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
 - 5 企業長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第3条 企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
 - 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 第4条 企業長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務

務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、当該規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、当該規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第5条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（次条及び附則第8条において「給与条例」という。）第3条第4項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第7条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第4項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条例第11条第1項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）第11条、第13条及び第23条並びに第3条の規定による改正後の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第17条の規定を適用する。

第9条 改正後の給与条例附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下この条及び次条において「新退職手当金条例」という。）第2条第1項の規

定の適用については、同項中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

第11条 暫定再任用職員に対する新退職手当金条例第12条第1項第2号及び第3号、第13条第1項第2号及び第3号並びに第15条第5項の規定の適用については、同条例第12条第1項中「（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する同法附則第8条第6項の規定により適用される地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分を含む。以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。））」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 施行日から令和14年3月31日までの間における第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。））」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 施行日から令和14年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。））」とする。

（阪神水道企業団職員の再任用に関する条例等の廃止）

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 阪神水道企業団職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）
- (2) 阪神水道企業団職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第7号）
- (3) 阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例（平成19年条例第5号）

（施行細目への委任）

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、企業長が定める。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

阪神水道企業団条例第3号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別 表 (別紙1のとおり)	別 表 (別紙2のとおり)
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 4 別表を別紙2に記載する別表から別紙1に記載する別表に改める。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(号給の切替え)
- 2 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 5 職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第26号

令和4年第2回阪神水道企業団議会定例会において認定された、令和3年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和4年12月22日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

1. 令和3年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算				額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減 (△減)	備 考
	当初予算額	補正予算額 (△減)	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額		小 計	合 計			
			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	財源充当額					
第1款 水道事業収益	20,188,297,000	0	0	0	20,188,297,000	20,188,297,000	△ 23,977,987		
第1項 営業収益	19,036,877,000	0	0	0	19,036,877,000	19,036,877,000	△ 3,737,354	(うち仮受消費税及び地方消費税1,730,285,422円)	
第2項 営業外収益	1,151,418,000	0	0	0	1,151,418,000	1,151,418,000	△ 21,896,229	(うち仮受消費税及び地方消費税3,711,484円)	
第3項 特別利益	2,000	0	0	0	2,000	2,000	1,655,596	(うち仮受消費税及び地方消費税87,800円)	

支出

区分	予 算				額		決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額 (△減)	予備費支出額	流用増減額 (△減)	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計					合 計
第1款 水道事業費用	17,661,700,000	0	0	0	17,661,700,000	17,661,700,000	42,284,000	727,680,041			
第1項 営業費用	16,040,040,000	0	0	△ 78,863,000	15,961,177,000	15,961,177,000	42,284,000	709,570,020	(うち仮払消費税及び地方消費税494,954,657円)		
第2項 営業外費用	1,616,655,000	0	0	78,863,000	1,695,518,000	1,695,518,000	0	13,753,071	(うち仮払消費税及び地方消費税151,713円)		
第3項 特別損失	5,000	0	0	0	5,000	5,000	0	△ 643,050			
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000			

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	子						算				決算額	予算額に比べ 決算額の増減 (△減)	備考
	当初予算額	補正予算額 (△減)	小計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る 財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額		合計	翌年度繰越額		合計			
					地方公営企業法第26条の 規定による繰越額	継続費通次繰越額		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通次繰越額				
第1款 資本的収入	594,314,000	26,000	594,340,000	322,000,000	0	916,340,000	514,111,205	△ 402,228,735					
第1項 企業債	580,000,000	△ 52,000,000	528,000,000	322,000,000	0	850,000,000	446,000,000	△ 404,000,000					
第2項 出資金	14,309,000	0	14,309,000	0	0	14,309,000	14,309,000	0					
第3項 国庫補助金	1,000	52,026,000	52,027,000	0	0	52,027,000	52,027,000	0					
第4項 固定資産売却代金	2,000	0	2,000	0	0	2,000	783,200	781,200					(うち仮受消費税及び地方消費税71,200円)
第5項 工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000					
第6項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	992,065	991,065					(うち仮受消費税及び地方消費税90,188円)

支出

区分	子				算				決算額	翌年度繰越額	不用額	備考	
	当初予算額	補正予算額 (△減)	流用増減額 (△減)	小計	地方公営企業法第 26条の規定による繰 越額	継続費 通次繰越額	合計						合計
							地方公営企業法第 26条の規定による繰 越額	継続費 通次繰越額					
第1款 資本的支出	8,465,163,000	197,000	0	8,465,360,000	807,367,000	0	9,272,727,000	8,195,643,475	716,636,000	360,442,525			
第1項 建設改良費	3,518,650,000	0	0	3,518,650,000	807,367,000	0	4,326,017,000	3,248,946,636	716,636,000	360,434,364		(うち仮払消費税及び地方消費税273,276,065円)	
第2項 企業債償還金	4,400,750,000	0	0	4,400,750,000	0	0	4,400,750,000	4,400,743,601	0	6,399			
第3項 投資	500,001,000	0	0	500,001,000	0	0	500,001,000	500,000,000	0	1,000			
第4項 水利負担金	42,928,000	0	0	42,928,000	0	0	42,928,000	42,927,780	0	220		(うち仮払消費税及び地方消費税2,044,179円)	
第5項 国庫補助金返還金	2,834,000	197,000	0	3,031,000	0	0	3,031,000	3,030,458	0	542			

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,681,537,210円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額273,314,211円、過年度分損益勘定留保資金4,454,784,760円、及び当年度純利益2,953,438,239円で補てんした。

2. 令和3年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 分賦金	17,293,331,224		
(2) 受託工事収益	1,220,000		
(3) その他営業収益	<u>8,303,000</u>	17,302,854,224	
2. 営業費用			
(1) 原水費	1,210,417,279		
(2) 浄水費	2,713,377,920		
(3) 配水費	2,440,995,892		
(4) 受託工事費	1,220,000		
(5) 総係費	1,182,107,602		
(6) 議会費及び監査費	13,711,854		
(7) 減価償却費	7,026,765,239		
(8) 資産減耗費	<u>125,772,537</u>	<u>14,714,368,323</u>	
営業利益			2,588,485,901
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	2,500,959		
(2) 補助金	15,553,000		
(3) 長期前受金戻入	955,826,020		
(4) 雑収益	<u>151,930,441</u>	1,125,810,420	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	754,732,500		
(2) 雑支出	<u>7,047,328</u>	<u>761,779,828</u>	<u>364,030,592</u>
経常利益			2,952,516,493
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	878,000		
(2) 過年度損益修正益	<u>691,796</u>	1,569,796	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	<u>648,050</u>	<u>648,050</u>	<u>921,746</u>
当年度純利益			2,953,438,239
前年度繰越欠損金			<u>4,132,765,209</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>1,179,326,970</u></u>

3. 令和3年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	剰余金										資本合計	
	資本金	資本剰余金				利益剰余金		資本剰余金合計	利益剰余金合計			資本合計
		補助金	受贈財産 評価額	工事負担金	その他 資本剰余金	未処理欠損金	利益剰余金		未処理欠損金	利益剰余金合計		
前年度末残高	90,903,095,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 4,132,765,209	△ 4,132,765,209	89,253,567,596	0	0	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処分後残高	90,903,095,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 4,132,765,209	△ 4,132,765,209	89,253,567,596	0	0	
当年度変動額	14,309,000	0	0	0	0	0	2,953,438,239	2,953,438,239	2,967,747,239	0	0	
出資金の受入	14,309,000	0	0	0	0	0	0	0	14,309,000	0	0	
出資金の返還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	2,953,438,239	2,953,438,239	2,953,438,239	0	0	
当年度末残高	90,917,404,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 1,179,326,970	△ 1,179,326,970	92,221,314,835	0	0	

4. 令和3年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書(案)

	剰余金		
	資本剰余金	未処理欠損金	資本合計
前年度末残高	2,483,237,567	△ 1,179,326,970	1,303,910,597
議会の議決による処理額	0	0	0
処理後残高	2,483,237,567	△ 1,179,326,970	1,303,910,597

5. 令和3年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 円)

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ. 土 地		7,935,580,529	
ロ. 建 物	20,423,985,113		
減価償却累計額	<u>△ 10,190,208,324</u>	10,233,776,789	
ハ. 構 築 物	173,164,887,164		
減価償却累計額	<u>△ 86,299,629,803</u>	86,865,257,361	
ニ. 機 械 及 び 装 置	90,719,212,206		
減価償却累計額	<u>△ 76,429,533,947</u>	14,289,678,259	
ホ. 車 両 運 搬 具	55,452,180		
減価償却累計額	<u>△ 39,888,061</u>	15,564,119	
ヘ. 器 具 備 品	1,026,662,390		
減価償却累計額	<u>△ 687,457,613</u>	339,204,777	
ト. 建 設 仮 勘 定		<u>3,292,190,810</u>	
有形固定資産合計			122,971,252,644
(2) 無形固定資産			
イ. 水 利 権		14,952,047,072	
ロ. 施 設 利 用 権		8,711,249	
ハ. 電 話 加 入 権		1,082,281	
ニ. ソフトウェア		<u>29,200</u>	
無形固定資産合計			14,961,869,802
(3) 投資その他の資産			
イ. 投資有価証券		500,000,000	
ロ. 出 資 金		<u>69,856,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>569,856,000</u>
固定資産合計			138,502,978,446
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		16,949,161,700	
(2) 未 収 金		25,105,257	
(3) 貯 蔵 品		<u>121,459,362</u>	
流動資産合計			<u>17,095,726,319</u>
資 産 合 計			<u>155,598,704,765</u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>29,861,830,735</u>		
企業債合計		29,861,830,735	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	<u>2,516,729,023</u>		
引当金合計		<u>2,516,729,023</u>	
固定負債合計			32,378,559,758
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>4,156,412,404</u>		
企業債合計		4,156,412,404	
(2) 未払金		4,023,926,628	
(3) 前受金		1,929,845	
(4) 引当金			
イ. 賞与引当金	142,952,142		
ロ. 法定福利費引当金	<u>27,922,770</u>		
引当金合計		170,874,912	
(5) 預り金		<u>51,128,913</u>	
流動負債合計			8,404,272,702
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		58,407,737,312	
収益化累計額		<u>△ 35,813,179,842</u>	
繰延収益合計			<u>22,594,557,470</u>
負債合計			<u>63,377,389,930</u>

資本の部

6. 資本金			90,917,404,238
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 補助金	2,033,213,481		
ロ. 受贈財産評価額	42,720		
ハ. 工事負担金	218,496,818		
ニ. その他資本剰余金	<u>231,484,548</u>		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2) 利益剰余金			
イ. 当年度未処理欠損金	<u>△ 1,179,326,970</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 1,179,326,970</u>	
剰余金合計			<u>1,303,910,597</u>
資本合計			<u>92,221,314,835</u>
負債資本合計			<u>155,598,704,765</u>

阪神水道企業団告示第27号

令和4年第2回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和4年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年12月22日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

令和3年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額 △ 減)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	17,132,420 千円	849,905 千円	17,982,325 千円
第1項 営業費用	16,016,325 千円	849,905 千円	16,866,230 千円

阪神水道企業団告示第28号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和3年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和4年12月22日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

令和3年度阪神水道企業団水道事業会計
決算に係る資金不足比率について

令和3年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

<資金不足比率>

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 12,847,866 \text{ 千円}}{17,301,634 \text{ 千円}} = \quad - \%$
--

※ 経営健全化基準 (20%)

<算定の詳細>

○資金の不足額

流動負債	+	算入地方債残高	-	流動資産	-	解消可能資金不足額	=	資金の不足額
4,247,860		0		17,095,726		0		△ 12,847,866

※資金の不足額なし

○事業の規模

営業収益	-	受託工事収益	=	事業の規模
17,302,854		1,220		17,301,634